

損保9条の会あいおい

2018年10月5日 NO2

栗原 伸夫（損保9条の会あいおい・共同代表）
電話 08065659479 E-mail n.koedo@f5.ne.jp
URL <https://sonpo9jyoioi.blogspot.jp/>
共同代表 土田 順子 事務局統轄 堤 正昭

★ 11月23日（金・祝）は伊藤 真さんの損保9条の会・第15回講演会です

この臨時国会で、安倍9条改憲の論議・発議をさせない！

3000万人署名をはじめ、市民と立憲野党の共闘で

9月20日の自由民主党総裁選で3選された安倍首相は同日の会見で、「憲法改正についてが最大の争点であった。自衛隊を明記する9条改正などを含む自民党案について公明党とともに調整し、国会への提出を目指す。結果が出た以上、大きな方針に向かって一致結束して進んでいかなければならない」旨表明しました。

一方で安倍首相は9条改正の目的について「すべての自衛隊員が強い誇りを持って任務にまっとうできる環境を整える。自衛隊の任務や権限は何ら変わらない」などと何ら論理的でも合理的でもない説明を繰り返し、国民に対する傲慢な姿勢を取り続けています。

「平和であってこそ損害保険産業」を希求する私たちは、良識のある幅広い市民と立憲野党と力を合わせながら、新たな決意で、安倍首相の企てを阻止しましょう。

■ 損保9条の会・第15回講演会

ぜひお出かけください。詳しくは ちらし でご確認ください。講演会終了後の懇親会も楽しみです。

講演者 伊藤 真 さん（9条の会世話人・弁護士）
安民法制違憲訴訟の会共同代表、伊藤塾塾長
日弁連 憲法問題対策本部副本部長
日時 11月23日（金・祝）14:00（13時開場）
演題 「日本国憲法の価値を考える」
～立憲主義を回復し、新しい政治を展望する

■ 3000万人署名 損保9条の会で4000筆超える

9条の会や全国市民アクションなどが提唱し、2017年9月8日にキックオフした「安倍9条改憲NO!憲法を生かす全国統一署名（3000万人署名）」は、5月3日に1350万筆を国会に提出し、3000万人目指して今なお継続中です。

日本興亜、大成、損保ジャパン、東海日動、三井住友、富士、朝日など、損保9条の会としては、4258筆（9月28日現在）を達成しています。うち、あいおいはOBの方々を中心に534筆のご協力をいただいています。

【損保9条の会あいおい・3つの目標】

- ① 安倍政権とその補完勢力の主導による改憲の発議、国民投票での成立を阻止する。
- ② 現憲法の国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を守り、活かしていく。
- ③ そのために、損保産業に従事する現役やOBとその家族など、損害保険事業の健全な発展を願う幅広い人びとの共同を目指していきます。

■ 9条改憲 NO!の巨大な世論の輪を —自民党総裁選・臨時国会を前にして

【9条の会 アピール】

秋の臨時国会を前に、安倍改憲の策動は新たな局面を迎えています。9月20日の総裁選に立候補を表明した安倍晋三首相は、地元下関で8月12日、「自民党として次の国会で提出できるよう（改憲案の）取りまとめを加速する」と述べました。

9条2項を維持したまま「自衛隊を憲法に明記する」自民党の9条改憲案が、現在の9条を根本から破壊して、日本をアメリカと一緒に海外で「戦争する国」に変えてしまうことを、すでに私たちは繰り返しアピールしてきました。九条の会も参加して昨年9月からスタートした「安倍9条改憲NO!全国市民アクション」による3000万署名運動は、5月3日時点で1350万筆に達し、その後も3000万を目指して草の根に広がっています。

こうした広範な改憲反対の世論を前にして、自民党は、今年の党大会では9条改憲案を正式に決定できず、通常国会の憲法審査会で改憲案について議論することすらできませんでした。「臨時国会で改憲論議に持ち込み、参院選前に国民投票」という安倍首相らの言説は、こうした世論に対するあからさまな挑戦です。

自民党が新たな総裁の下で臨時国会を改憲策動の新たな盛り上げの場にしようとしている今こそ、臨時国会を改憲論議の場に決してさせない、次期通常国会で改憲発議を絶対に許さない、そして来年の参議院選挙では改憲派の3分の2の議席獲得を許さず安倍内閣を退陣に追い込むという意思を固めましょう。それが改憲を阻む最大の保障です。そのために、3000万署名運動の達成を目指して新たな決意で取り組みましょう。

2018年9月14日 九条の会

■ 自由民主党の憲法 9 条改正案

2018 年 3 月 22 日 自民党憲法改正推進本部は、安倍首相の「憲法 9 条の第 1 項（戦争放棄）第 2 項（戦力不保持）を維持しながら、新たに自衛隊を明記する」との意向に沿う形で、自衛隊明記案を取りまとめました。

【自民党憲法改正本部の自衛隊明記案】

新たに、9 条の 2 第 1 項第 2 項を新設する。

【9 条の 2 第 1 項】 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

【9 条の 2 第 2 項】 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

【報道各社の社説から 3 月 22 日～25 日】

- * 付け焼き刃の改憲論議の前に、立法府の一員としての責務を全うすべきだ（朝日）
- * 現行憲法の核心である 9 条をこれほど無造作に扱い、これほど密度の粗い改憲案を提起することに、がく然とする（毎日）
- * 「戦える国」改憲で追認、「戦力不保持」骨抜き恐れ（東京）
- * 党大会を前に、反対論を押し切るかたちの見切り発車（日経）
- * 複数の 9 条改正案を示せば、混乱を招き、合意形成の妨げになりかねない。自民党の一本化は欠かせない（読売）
- * 理想としては戦力不保持の 9 条 2 項を削除し、自衛隊を名実共に世界標準の軍に改めるべき（産経）

【9 条の会アピール（要旨） 3 月 30 日】

具体的な条文案は野党や世論の反応を見ながら最終確定するとしているものの、自民党がこれまでの議論を通じてまとめた 9 条改憲案は、安倍首相の提起をそのまま取り入れ、戦争放棄を定めた 1 項と戦力不保持を決めた 2 項を維持しながら、「9 条の 2」を新設することで現行の 9 条 1 項 2 項を死文化してしまおうとするものです。

注目しなければならないのは、改憲案で保持が認められた自衛隊は、あの戦争法（安保関連法）で海外での武力行使に乗り出した自衛隊だということです。

それどころか、改憲案は、わざわざ「自衛のための」措置という文言を挿入することで、戦争法ですら認めなかった集団的自衛権の全面的な行使にまで道を拓こうとしています。

【9 条の会 URL のご案内】

- * 9 条の会 <http://www.9-jo.jp/>
- * 損保 9 条の会
<http://www.kenpou-forum.net/sompo9jo/>
- * 損保 9 条の会あいおい
<https://sonpo9jyoioi.blogspot.com/>

■ 憲法改正原案 国会提出・発議の流れ

安倍 9 条改憲論議をさせない、安倍 9 条改憲発議をさせない、局面ごと取り組みも重要です。国民投票法や国会法による概要です。

● 憲法改正原案の国会提出

① 議員による提出

衆院では 100 人、参院では 50 人以上の賛成者

② 衆院、参院の憲法審査会による提出

● 両院本会議での趣旨説明・質疑

● 両院憲法審査会での審査・議決

出席議員の過半数の賛成で可決

公聴会の開催義務

● 両院本会議での議決

総議員の 3 分の 2 以上の賛成で可決

● 憲法改正案の発議、60 日から 180 日以内での国民投票日の議決

■ 安保法制違憲訴訟 22 の地方裁判所で

安保法制違憲訴訟とは、2015 年 9 月 19 日に強行採決された集団的自衛権の行使を容認した新安保法制は憲法 9 条に違反するものであり、安保法制による自衛隊などの出動に対する「差止訴訟」と「国家賠償請求訴訟」を指します。

「国家賠償請求訴訟」は、「新安保法制は違憲である。その制定に係る内閣及び国会の行為も違憲である。平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権を侵害された原告らの精神的苦痛は甚大である。よって、原告らは、被告国に対して、国家賠償法 1 条 1 項に基づく国家賠償請求として、それぞれ 10 万円の損害金の支払いを求める」ことを趣旨とするものです。

訴訟は、2016 年 4 月の東京地裁への提訴にはじまり埼玉、神奈川など 22 の地裁、7516 名の原告により係争中です（9 月 19 日現在）。原告には、戦争体験者、戦争被害者家族、被爆者、元自衛官、自衛官の父、元国際線機長、元 NHK 記者、元損害保険会社社員、基地周辺住民、憲法学者、弁護士他さまざまな人々が名を連ねています。

名古屋地裁では名古屋市在住のノーベル物理学賞の益川敏英・京都産業大教授も原告に加わっています。

【国家賠償法 1 条 1 項】

国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責めに任ずる。

「平和であってこそその損害保険産業」